

「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)により新設された規制」の要旨

評価の対象とした政策

評価期間:平成18年5月から平成23年12月までの間

- 1 風俗営業の許可の欠格事由等の追加
- 2 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け
- 3 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務
- 4
 - ・ 派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加
 - ・ 受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
 - ・ 警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加
- 5 客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止
- 6 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止

評価の観点

有効性及び効率性の観点から評価する。

効果の把握の手法及びその結果

1 風俗営業の許可の欠格事由等の追加

- ・ 略取誘拐・人身売買の罪を犯した者に対する風俗営業の許可の取消件数及びこれらの罪に当たる違法な行為をしたことによる性風俗関連特殊営業の営業停止処分件数
平成18年から23年までの間の取消処分及び営業停止処分は無かった。

- ・ 人身取引事犯の被害者の就労形態

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
売春婦	(統計無し)		4	7	3	2	1	5	10	3	16
ホステス			37	63	113	56	41	27	7	27	8
ストリップ嬢			39	4	0	0	0	0	0	0	0
ファッションヘルス嬢			3	3	1	0	1	2	0	1	1
その他			0	0	0	0	0	0	2	0	6
計	65	55	83	77	117	58	43	36	17	37	25

2 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け

- ・ 在留資格等の確認義務違反及び確認記録の作成・保存義務違反に対する行政処分件数及び検挙件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
行政処分件数	269	834	818	881	857	833
検挙件数	50	146	233	185	200	116

- ・ 風俗関係事犯に関与した外国人女性の入管法違反の検挙人員

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙人員	674	580	477	583	343	402	384	235	178	302	304	243

3 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務

・ 届出確認書の備付け及び提示義務違反に対する行政処分件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
行政処分件数	16	48	87	66	63	78

・ 性風俗関連特殊営業における無届営業・届出書虚偽記載等の検挙件数及び検挙人員

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙件数	24	22	22	24	37	48	44	60	49	61	39	41
検挙人員	10	11	18	9	25	36	35	63	34	48	44	38

4 派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加等

・ 派遣型ファッションヘルス営業について、受付所を設置しているものの届出件数及び受付所に対する立入り件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
届出件数	1,292	1,095	1,100	1,037	984	965
立入り件数	492	226	626	285	517	334

・ 派遣型ファッションヘルス営業について、待機所を設置しているものの届出件数及び待機所に対する立入り件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
届出件数	5,624	6,129	7,514	8,763	9,966	11,082
立入り件数	548	1,031	1,205	932	1,011	845

・ 受付所営業に係る禁止区域等営業違反に対する行政処分件数及び検挙件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
行政処分件数	9	7	8	11	3	2
検挙件数	0	3	5	19	8	4

・ 派遣型ファッションヘルス営業における年少者使用の検挙件数及び検挙人員

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙件数	10	20	37	38	25	23	31	20	22	21	10	18
検挙人員	11	20	24	18	11	19	22	14	12	8	5	13

5 客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止

・ 客引きをするための立ちふさがり、又はつきまとい行為を行った風俗営業者等に対する検挙件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙件数	36	8	8	6	9	5

6 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止

・ 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等に対する行政処分件数及び検挙件数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
行政処分件数	85	72	155	129	153	260	148	170	81	80	70	67
検挙件数							54	55	104	21	9	15

・ 無届業者の広告宣伝等に対する行政処分件数及び検挙件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
行政処分件数	0	0	4	0	0	0
検挙件数	53	117	80	57	51	66

評価の結果

1 風俗営業の許可の欠格事由等の追加

許可の取消処分及び営業停止処分の事例は無かった。これについては、当該規制の導入によって、風俗営業を営む者が当該罪を犯すことを抑止する効果や性風俗関連特殊営業を営む者が当該罪を犯すことを抑止する効果を上げている可能性はあるものの、当該規制の有効性について十分に検証できるまでには至っていない。

2 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け

実際に行政処分の対象となり又は検挙された営業者が存在しており、風俗営業等において不法就労を助長し得る環境を改善する効果を上げていると考えられることから、その有効性が認められる。

3 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務

実際に行政処分の対象となった営業者が存在しており、届出書を提出した営業者であるか否かを外形的に判断できない状況を改善する効果を上げていることから、その有効性が認められる。

4 派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加等

実際に行政処分の対象となり又は検挙された営業者が存在しており、店舗型ファッションヘルスの営業所類似の受付所が住宅地等において深夜まで営業するなどの問題を改善する効果を上げていることから、その有効性が認められる。

5 客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止

実際に検挙された営業者が存在しており、風俗営業者等が、客引きの規制から逃れるため、店の名前や具体的な文言を言わないまま、相手の前に立ちふさがったり、相手につきまったりしながら声を掛け、相手に関心を示してから客引きに移行するといった行為を行っている状況を改善する効果を上げていることから、その有効性が認められる。

6 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止

実際に行政処分の対象となり又は検挙された営業者が存在することから、一般家庭の郵便受け等に性風俗関連特殊営業のビラが投げ込まれたり、学校の周囲等に性風俗関連特殊営業に係る広告物の表示が行われる状態を改善する効果を上げていることから、その有効性が認められる。

上記の6つの規制のうち、1については、現時点において、効率性について十分に検証できるまでには至っていない。

2から6までについては、いずれもそれにより生じている負担は存在しないか又は軽微なものであり、得られる効果が生じる負担を上回っているため、効率性が認められる。

【有効性】

【効率性】